

**(1) 犯罪被害救援基金による犯罪被害者等に対する支援金支給事業**

財団法人犯罪被害救援基金において、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援

金を支給する事業を実施している。

**(12) 診断書料・死体検案書料の公費負担**

海上保安庁において、犯罪被害に係る事件の立証上診断書または死体検案書が必要とされる場合は、診断書等の取得に必要な作成費用を公費により負担している。

**3 居住の安定（基本法第16条関係）**

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

**(1) 公営住宅への優先入居等**

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体

**(2) 一時避難場所の確保**

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借り上げに要する経費：22年度 32百万円、23年度 16百万円）。

**4 雇用の安定（基本法第17条関係）**

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

**(1) 事業主等の理解の増進**

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害等により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成22年度（1月まで）の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金全体）は、93人に対し約1,300万円であった。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）の中で実施することとしているが、平成23年

2月現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。同センターでは、雇用管理講習会において、中小企業事業主などへ犯罪被害者等に係る公的機関の取組等について情報提供を行った（平成22年度限りで雇用管理講習会業務は廃止）。

また、平成21年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修において犯罪被害者等への理解促進を図った。

### (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）について、ホームページやパンフレット等を活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

### (3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、平成18年度、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、アンケートを実施したところ、企業、労働者とも約9割が、同制度を導入すべきという意見さえ知らないという状況が明らかになった。そこで、まずは企業や労働者に対し、同制度の必要性についての周知・啓発を図ることが重要であるとの結論に至り、19年度から幅広く周知・啓発を行っている。23年度においても、22年度に引き続きリーフレットやポスターを作成するとともに、セミナーの開催などにより、企業や労働者に対する周知・啓発を行うこととしている。



## 第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

#### (1) 犯罪被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備

警察において、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備してい

る。現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員などの専門職員が、部外専門家などから助言を得つつ、カウンセリングを実施している。

さらに、平成19年度から、臨床心理士などの資格を有する職員やその他の警察職員に対